

原規規発第 2205182 号

令和 4 年 5 月 18 日

三菱原子燃料株式会社

代表取締役社長 大和矢 秀成 殿

原子力規制庁

原子力規制部検査グループ

安全規制管理官（専門検査担当）

杉本 孝信

分析装置等に関する原子力規制検査に対する不適切な対応等に係る
評価結果の通知

標記の事案について、認可を受けた設計及び工事の計画の内容と実際の設備の状態との不整合に関し、原子力規制検査において事実と異なる説明を行った上、この説明内容に整合させるため工事検査記録等の不適切な差し替えを行ったことは、意図的な不正行為であり、原子力規制委員会の規制活動に影響を及ぼすものであることから、別紙のとおり深刻度を SLIV（通知あり）と判定し、これを貴社に通知する。

本事案については、原子力規制検査を通じて、再発防止対策の実施状況を確認していく。

以 上

分析装置等に関する原子力規制検査に対する不適切な対応等に係る評価書

件名	分析装置等に関する原子力規制検査に対する不適切な対応等
監視領域(小分類)	原子力施設安全－発生防止
検査運用ガイド 検査項目 検査対象	BM0010 使用前事業者検査に対する監督 施設管理 使用前事業者検査の実施状況
重要度／深刻度	－／SLIV(通知あり)
概要	<p>三菱原子燃料株式会社(以下「MNF」という。)の加工施設は、現在新規基準へ対応するための工事及びこれに係る使用前事業者検査を実施中である。</p> <p>令和2年8月5日に認可した設計及び工事の計画の認可(以下「設工認」という。)申請(第5次申請)において「変更なし」としていた設備に対し、MNFは設備の更新又は一部変更工事を実施していたものがあつたが、使用前事業者検査では既設扱いとして検査をしていた。令和3年12月、原子力検査官(以下「検査官」という。)が、現場確認をした際、設工認では「変更なし」としている分析装置の一部に対して変更工事を実施したのではないかと質問をしたところ、MNFは「当該設備に対する変更工事は行っていない」との事実と異なる説明を行うとともに、関連する工事検査記録及び契約関係書類の不適切な差し替えを行った。これらの行為は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「炉規法」という。)第16条の2第5項に定められている設工認に係る変更手続を適正に行わず、同法第16条の3第2項に定められた使用前事業者検査を適切に行っていないことから、法令要求に適合しておらず、これは合理的に予測可能であり、予防措置を講ずることが可能であつたことから、パフォーマンス劣化に該当する。</p> <p>ただし、本件の変更工事の内容は、燃料加工工程における製品分析装置用の作業架台(机)の更新並びに床固定用のアンカー及び机上の拘束金物の設置であり、耐震重要度分類第3類(一般産業施設と同等の安全性が要求される施設)設備の補強工事であることに加え、結果的に設備の耐震性能は向上していることから、原子力安全に影響を及ぼすものではなく、重要度評価としての指摘事項には該当しないと判断する。</p> <p>一方、深刻度については、「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に示される規制活動に影響を及ぼす行為及び意図的な不正行為を含むため、深刻度は「SLIV(通知あり)」と判断する。</p>

<p>事象の説明</p>	<p>令和2年8月5日に認可した設工認申請(第5次申請)において、新規規制基準に対する事業変更許可(平成29年11月)以後に設備の変更工事を行っていないとして「変更なし」と記載していた核燃料物質等の分析設備に対し、設工認の認可後に、架台、固定金具等を更新又は追加する工事を実施していた。これらについてMNFは工事を行った設備を既設の設備として扱い、工事検査記録から当該変更工事の実績を削除して既設設備に対する検査項目を計画し、使用前事業者検査を実施した。</p> <p>令和3年12月9、10日、検査運用ガイド「使用前事業者検査に対する監督」による原子力規制検査を実施した検査官が、現場確認を行った際、分析設備の架台(机)を床に固定するための金具、ボルト、机上の固定金具等が新品に見えたことから、設工認において「変更なし」と記載されているこれらの設備に対して変更工事が実施されているか質問したところ、MNFは「事業変更許可以前のままであり変更工事は実施していない」と事実と異なる説明をした。さらに、12月14日に原子力規制検査が予定されていたことから、その前日に、設工認の記載とつじつまを合わせるために、検査官から質問を受けた設備等に係る工事検査記録、発注仕様書等から当該変更工事を行ったことに関係するものを差し替えた。その後、12月27、28日に実施した原子力規制検査において、検査官が当該設備の補強金具等が現在の状況と異なる写真(令和元年5月に行われた他の工事の記録に添付されていた現場写真)を発見し、これについて質問したところ、事業者は当該設備の現状の補強金具等が、設工認の認可以前とは変わっている事実を認め、いつ変更工事を実施したか等について調査を行う、と回答した。</p> <p>令和4年1月12日の原子力規制検査において、MNFは設工認において「変更なし」と記載されている箇所に対して変更工事を実施していたこと、原子力規制検査において検査官に対し事実と異なる説明を行っていたこと、工事検査記録等の差し替えを行ったことを認め、全体的な調査と根本原因を含めた原因分析を行うと説明した。</p> <p>その後、本件と同様に設工認において「変更なし」としている設備に対し変更工事を行っているような事案の有無について事業者が調査した結果、設工認の記載見直し及びそれに伴う検査のやり直しが必要な事案が61件、使用前事業者検査の不備又は未実施があり検査のやり直しが必要な事案が57件確認された。</p> <p>また、令和4年2月14日の原子力規制庁との面談において、</p>
--------------	--

	<p>調査の結果本件の不正行為には複数の部署が関与しており会社幹部も追認していたことが確認されたことについて、MNFから謝罪と反省の意思表示を記載した社長名の文書が示されるとともに、社外のメンバーを含む独立性が確認されたチームによる根本原因分析の実施結果と、その結果を踏まえた再発防止対策が示された。現在、事業者において再発防止対策に基づく是正処置が実施されているところ。</p>
<p>重要度評価等</p>	<p>[パフォーマンス劣化]</p> <p>本件は、炉規法第16条の2第5項に定められた設工認に係る手続きを適正に行わず、同法第16条の3第2項に定められた使用前事業者検査を適切に行っていないことから、法令要求に適合しておらず、事業者はそれを認識していたため、合理的に予測可能であり、予防措置を講ずることが可能であった。</p> <p>以上のことから、パフォーマンス劣化に該当する。</p> <p>[スクリーニング]</p> <p>本件は燃料加工工程における製品分析装置(耐震重要度分類第3類)について、設備の補強を目的として、作業架台(机)、固定金具等を更新、追加施工する工事を法令上の手続きを適正に行わずに実施したものである。当該事案は、「原子力施設安全一発生防止」の監視領域(小分類)の属性「外的事象に対する防護」に関連付けられるが、結果的には、これら設備の耐震性能を向上させる工事を実施したものであり、その目的である「臨界、火災・爆発等による安全機能の喪失を生じさせる事象の発生を抑制すること」に悪影響を及ぼすものではない。</p> <p>また、当該分析装置が設置されているのは第1種管理区域内であり、分析に使用される微量の放射性物質が装置外に拡散したとしても、管理区域内に閉じ込めることができ、安全実績指標(放射線安全)のしきい値を超える原因となるものでもない。</p> <p>以上のことから、検査指摘事項には該当しない。</p>
<p>規制措置</p>	<p>[深刻度評価]</p> <p>「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」(以下「ガイド」という。)に基づき、深刻度の評価において考慮する「a. 原子力安全への実質的な影響」、「b. 原子力規制委員会の規制活動に対する影響」、「c. 意図的な不正行為」の視点について評価を行った結果、原子力安全への実質的な影響はない</p>

	<p>ものの、規制活動に対する影響及び意図的な不正行為に該当しており、次のとおり評価した。</p> <ul style="list-style-type: none">・b. 規制活動に対する影響 検査官に対して事実と異なる説明を繰り返し行っており、これはガイドに例示されている「原子力規制検査の実施に必要な正確な情報を提供しないこと」に該当することから、当委員会の規制活動に影響を与えている。・c. 意図的な不正行為 本件においては、変更工事実施の実績を削除する工事検査記録の差し替え、契約関係書類の書き換え、検査官への事実と異なる説明が行われていたことから、ガイドに例示されている「情報の隠ぺい、記録の改ざん、虚偽報告などの意図的な不正行為」に該当する行為が組織的に行われた。 <p>以上により、本事案の重要度に対応した深刻度は軽微であるが、ガイド 3.2(2)の記載のうち、(1)b. 及びc. の視点での評価によるレベル変更を適用し、「SLIV」と評価する。</p> <p>また、意図的な不正行為が含まれるため、ガイド 3.3(3)の「SLIV(通知あり)」を適用する。</p>
--	--